

ふるさと体験ビレッジ「ふるさと味覚館」指定管理者の募集について

ふるさと体験ビレッジ「ふるさと味覚館」の指定管理者を次のとおり募集いたしますので、次の内容及び条件等をご確認のうえ、応募に必要な書類を添えて募集期間までにご応募ください。

1 施設の概要

- (1) 名称 ふるさと体験ビレッジ「ふるさと味覚館」
- (2) 面積 226.35㎡
- (3) 客席 テーブル席（4人用18卓、椅子71脚）、座卓（6人用3卓）

2 募集期間

令和2年1月10日（金）から令和2年2月10日（月）まで

（郵送の場合も、令和2年2月10日（月）必着のこと。）

※募集要項は、三宅村役場観光産業課観光商工係で配布しております。

また、三宅村ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

3 応募書類

応募にあたっては、以下の書類を1部提出してください。なお、提出された各種書類については返却いたしませんので、予めご了承ください。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業者の概要
- (3) 事業計画書（営業方針、運営人数、アピール事項等を記載する。また、ふるさとの湯及びリフレッシュふるさと館との連携による利用客増加などの相乗効果が期待できる企画も併せて明記する。）
- (4) 収支計画書
- (5) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本、非法人にあっては、当該団体の代表者の身分証明書
- (7) 経営状況説明書
- (8) 営業許可証明書
- (9) 納税証明書
 - ア 法人の場合（法人税、消費税及び地方消費税）
 - イ 個人の場合（申告所得税、消費税及び地方消費税）
 - ウ 代表者の住民税（市町村民税、都県民税）
- (10) 調理師免許証（写し）
- (11) 防火管理者証明（写し）
- (12) メニュー及び価格（案）
- (13) 希望する施設使用料（月額）を示した書類（任意の様式による）

4 提出先及び提出方法

次の提出先に、郵送又は直接ご提出ください。

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古497番地
三宅村役場 観光産業課 観光商工係(TEL: 04994-5-0920)

5 使用の条件

ふるさと味覚館の使用に関する条件は以下となります。

- (1) 指定期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、以降運営等に問題のない場合は村と協議のうえ2回更新できる。(最長令和5年3月31日まで)
- (2) 休業日：原則、水曜日が定休日。(年末年始、ゴールデンウィーク等の休業については村と協議のうえ決定する。)
- (3) 営業時間：原則、午前11時から午後9時まで。(延長営業等により営業時間を変更する場合は、村と協議のうえ決定する。)
- (4) 施設利用料：毎月分の施設利用料を村が指定する方法により納付する。(利用料金は村と協議の上決定する。)
- (5) その他使用料：電気料金、ガス料金、水道使用料及び電話料金等の業務上必要な経費は、村と協議のうえ決定する。
- (6) 設備等：設備及び備品の保守点検又は軽微な修繕費用、消耗品類及び室内装飾品、食堂内の清掃等に係る維持費用は指定管理者の負担とする。
- (7) 事故等の処理：指定管理の許可期間中に発生した食中毒等の事故については、指定管理者の責任において処理する。
- (8) 提供メニュー等：三宅島の食材を中心としたメニューを提供する。(内容及び価格等は村と協議の上決定する。)
- (9) その他：上記以外の詳細事項等は村と協議の上決定する。

6 選定の基準

応募者の提出書類に基づき、以下に掲げる選定基準により総合的に審査し、指定管理者を選定します。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの提供が期待できる者であること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるもので、魅力ある経営方針であり、施設の管理経費の縮減も図られているものであること。
- ③ 事業計画書に沿った運営管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者であること。
- ④ 応募者多数の場合は、事業企画書によるプレゼンテーション等を実施し選定する。

7 問い合わせ先

本募集に際してご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

三宅村役場 観光産業課 観光商工係
TEL: 04994-5-0920
FAX: 04994-5-0932